

# 只見町薪ステーション運営事業者公募要領

## 1 募集の趣旨

只見町（以下「町」という。）では、町内の森林整備による間伐材を高効率な薪エネルギーとして活用するために必要な薪ステーションの運営事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

## 2 事業概要

- (1) 事業名 只見町薪ステーション運営事業
- (2) 事業用途 木材集積加工場（薪用材の調達及び薪製造・販売）
- (3) 所在 只見町大字長浜字杉沢1235番3ほか
- (4) 施設規模 建物 523.12 m<sup>2</sup>、敷地 3474.21 m<sup>2</sup>
- (5) 契約形態 普通財産の貸付により土地建物使用貸借契約を締結する。
- (6) 貸付期間 契約締結時において、町が定めた日から起算して5年間
- (7) 貸付料 無償

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) プロポーザル参加の要件

- ①薪ステーションを効果的に管理運営できる能力を有する法人又はその他の団体等（以下「法人等」という）。
- ②5年以上の長期にわたり継続的に本事業を行う意欲があること。
- ③下記のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の4の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
  - イ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいるもの。
  - ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしているもの。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に定義する暴力団及びその構成員。
  - オ 国税、地方税又は公共料金を滞納しているもの。

### (2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等については、只見町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、役場の窓口又は郵送等での配付は行いません。

### (3) 募集スケジュール

募集要領の公表	令和5年9月 8日（金）
質問事項の受付	令和5年9月 8日（金）～9月20日（水）正午
現地説明会	令和5年9月19日（火）10時00分
質問の回答	令和5年9月22日（金）
提案書の提出期限	令和5年10月2日（月）17時

#### 4 現地説明会の開催

薪ステーション運営事業についての現地説明会を下記により開催します。

- (1) 開催日時 令和5年9月19日(火) 10時00分から
- (2) 集合場所 只見町大字長浜字杉沢地内「只見町薪ステーション建設地」
- (3) 申込方法

令和5年9月15日(金)までに「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたは電子メールにより、薪エネルギー推進室宛に提出してください。なお、開催日時で都合が付かない方は担当までご相談ください。

#### 5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和5年9月20日(水) 正午(必着)
- (2) 提出方法

質問書(第2号様式)により、薪エネルギー推進室宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】只見町薪ステーション運営事業者公募」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

- (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年9月22日(金)午後5時までに只見町のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

#### 6 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「只見町薪ステーション運営事業者公募 プロポーザル参加表明書(第3号様式)」を提出期限までに「12 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。この提出がない者の提案は受け付けることができませんので注意してください。

- (1) 提出期限 令和5年9月25(月) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法

参加表明書(第3号様式)を電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「【プロポーザル参加表明書】「只見町薪ステーション運営事業者公募」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨をお知らせください。

#### 7 提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年10月2日(月) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 薪エネルギー推進室
- (3) 提出書類

- ① 只見町薪ステーション運営事業者公募申込書【第4号様式】
- ② 只見町薪ステーション運営事業提案書【第5号様式】
- ③ 事業収支計画書及び資金計画書【任意様式】

(4) 提出部数

①…1部（正本1部）、②～⑥…7部（正本1部、副本6部）

(5) 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参による。

## 8 提案書の内容

提案書には別紙「只見町薪ステーション運営事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 本仕様書中、事業内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

## 9 提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。
- ⑧ 審査会当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、プロポーザル参加表明書の提出（様式第2号）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出等を求めることがある。

- ③ 提出された提案書等は返却しない。
- ④ 提出された提案書等は、只見町情報公開条例（平成14年12月27日条例第22号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- ⑤ 提案書に虚偽の記載をし、提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。
- ⑥ 提案書に基づく履行ができなかった場合は、損害賠償、契約の解除、違約金などの措置を行う場合がある。

## 10 審査に関する事項

### (1) 審査方法

町が別に定める「只見町プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、契約候補者として選定する。

### (2) 審査会（プレゼンテーション）

提案書及び提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

開催日時及び会場については、後日連絡します。

### (3) 評価項目、評価基準表

#### ① 評価方法

ア 全審査委員の採点が、100点満点中60点以上に達した提案を、選定して良い水準（基準点）とする。

イ 基準点を満たす提案を点数順に並べ、総合点数が最も高い提案者を、契約候補者として選定する。

ウ 各評価項目において、仕様書で定めた要求仕様を満たしていない場合と判断した場合は失格とする。

#### ② 審査基準

評価項目	評価ポイント	配点
基本方針	提案内容のコンセプトが明確で、募集趣旨に合致するものであるか。	10
	町の森林育成の方針、薪エネルギー利活用の意義について十分理解しているか。	10
事業内容・実施計画	事業内容に具体性があり、実現性のある内容となっているか。また、確実に薪用原木の確保が見込まれるものか。	10
	事業実施スケジュールは計画的かつ適正で、無理や無駄のないものであるか。	10
運営体制	事業実施に必要な知識、経験、資力、技術的能力等を有しているか。	10
	人材育成や雇用形態の計画が、継続的かつ安定的運営に向けた実施体制であるか。	10

	本事業の収支計画や資金計画が安定的かつ適切なものであり、事業経営の確実性、継続性が見込まれるものか。	10
	法人の経営状況や業務実績から、継続的な事業運営が見込まれるものか。	10
その他	安定的な就業・所得機会を創出し、地域経済の活性化に寄与するものであるか。	10
	仕様書に記載されていない実現性の高い提案や、独創的な工夫があるか。	10
合計		100

#### (4) 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

### 1.1 契約の締結等

#### (1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、貸付契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

#### (2) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において基準点以上の者で総合評価が次点であった提案者と協議する。

### 1.2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

郵便番号 968-0498

住所 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2591-30

只見町 交流推進課 薪エネルギー推進室 (担当: 角田)

電話0241-82-5220 FAX0241-82-2117

メール energy@town.tadami.lg.jp

ホームページ <https://www.town.tadami.lg.jp/information/2023/09/004665.html>